凡例
時日時 場場所 集集合 人対象・定員 費費用 内内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eEメール

介護保険負担限度額認定証の申請、更新をお忘れなく
今年度から判定方法が変更

特別養護老人ホーム等利用時の居住費（部屋代）と食費について、所得の低い世帯の方の負担を軽減する制度があります。

今回の申請から課税年金（老齢基礎年金等）収入と非課税年金（遺族年金、障害年金等）収入を合わせて判定することになりました。申請の際はご留意ください。

人 次の2点を満たす方
○本人、配偶者（別世帯、事実婚含む）、同居親族の平成28年度住民税が非課税である
○預貯金などの資産が一定額（単身で1千万円、夫婦で2千万円）以下である

利用者負担段階と負担限度額（日額）

利用者負担段階	対象者（※1）	居住費（部屋代）				食費
		多床室	従来型個室（※2）	ユニット型準個室	ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円
第2段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円以下の方	370円	490円 (420円)	490円	820円	390円
第3段階	課税、非課税年金収入額と本人の合計所得が80万円を超える方	370円	1、310円 (820円)	1、310円	1、310円	650円

※1本文中の人の2点を満たすことが必要　※2（　）は特別養護老人ホーム

認定証発行には申請が必要

「介護保険負担限度額認定証」の発行には申請が必要です。

【必要書類】
○申請書および同意書（現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月下旬に発送。初めて申請される方は介護保険課窓口（3階2番）、区ホームページから入手可）
○所有する通帳のコピー（氏名・支店名・口座番号のページ、普通預金は直近2か月分のページ、定期預金は現在の取引がわかるページ（取引がない場合は最初のページ））
○有価証券、住宅借入等の資料のコピー
○非課税証明書※平成28年中に江東区に転入された方のみ

判定結果は後日通知

判定の結果、該当者には、「介護保険負担限度額認定証」を送付します（介護保険認定更新中の場合には、認定結果後の送付になります）。施設を利用する際に認定証を提示することで、上表のとおり利用料が軽減されます。認定証の有効期限は8月1日（月）～平成29年7月31日（月）になります。

虚偽申告には加算金が発生

故意に預貯金等を申告しない場合には、それまでに受けていた負担限度額に加えて、最大2倍の加算金（負担限度減額とあわせ最大3倍の金額）の返還を求めることがあります。

申 必要書類を介護保険課給付係へ郵送または持参
☎(3647)9498
FAX(3647)9466

江東区外への引越し
転出届は郵送で窓口での待ち時間ゼロ

江東区から、江東区以外の区市町村（国外を含む）に住所を移す時は、転出届が必要です。

窓口で手続きを行う場合、住所変更等の届出が集中し、手続き終了まで長時間お待たせする場合があります。

転出届を郵送で行うと、窓口での待ち時間なく手続きできますので、便利な郵送申請をご利用ください（引越しをする日の14日前から届出ができます）。

必要書類3点を用意して郵便ポストに投函するだけ

【必要書類】
○転出届（郵送用）※原則ご本人のみの手続きとなります。（用紙は区ホームページ、区役所、各出張所・豊洲特別出張所で入手可）
○本人確認書類の写し（有効期間内の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等）
○82円切手を貼った返信用封筒（国外への転出時は不要）
※返信用封筒のあて先には、江東区の住所または新しい住所（郵送時に受取可能な場合）をご記入ください。第三者からのなりすましの申請防止のため、それ以外の住所には送付できません。

【郵送申請後の流れ】
必要書類が区役所に到着後、2～3営業日内に転出証明書を区役所から発送します。
※転出証明書は、新しい区市町村で転入届出をする際に、必要になります。

転入届や転居届は窓口での届出が必要

引越し手続きのうち、郵送申請できるのは転出届だけです。

江東区以外の区市町村（国外を含む）から江東区に住所を移す転入届や、江東区内で住所を移す転居届は、地図等内容確認を行うため窓口のみで受付しています。

また引越しをする方で介護保険の認定を受けている場合やその他手当等、江東区のサービスを受けている場合は、事前に手続きの有無を各担当課に確認してください。

申 「転出届在中」と記入した封筒に、必要書類3点を同封し、〒135－8383区役所区民課住民記録係へ郵送
☎(3647)3162
FAX(3647)9206

成年後見制度「市民後見人」養成講座説明会
参加者募集 9/8(木)

区では、認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人を支援するために、親族や弁護士等の専門職以外で、地域で後見業務を担う「市民後見人」の候補者を権利擁護センター（あんしん江東）と共同して養成しています。

10月から開講する市民後見人養成講座は、成年後見人制度の概要から、障害や認知症の理解、対人援助、介護保険制度、後見実務といった専門的内容まで、幅広い知識の習得を目指した構成となっています。

養成講座説明会を開催

養成講座開講に先立ち、説明会を開催します。ぜひご参加ください。※養成講座の日程の詳細は区ホームページをご覧ください。

時 9月8日(木)午後1時半～4時45分 場 高齢者総合福祉センター3階研修室（東陽6－2－17）人 区内で後見業務にかかわる活動を継続的に行う意思があり、健康上の問題や時間的制約がない方50人（申込順）
内 概要説明、市民後見人の体験談等
申 6月27日(月)から電話で権利擁護センター（あんしん江東）
☎(3647)1710
FAX(5683)1570
問 地域ケア推進課権利擁護係
☎(3647)4324
FAX(3647)3165

「ベランダ緑化」モニター募集
みどりでマンション内のコミュニティを活性化

区では、マンションでの「ベランダ緑化」の普及のため、モニター事業をNPO法人に委託して実施しています。

ベランダ緑化は、まちの美観の向上とともに、居住者の方たちのコミュニティづくりのきっかけとなることが期待できます。モニターに必要な最初の資材は区が提供しますので、ふるってご参加ください。

人 区内の同一マンション内の複数名のグループ【条件】管理規約等でベランダ緑化を規制していないこと 費 無料 内 植付け講習や各マンションのモニターによる報告会を通じた人材育成および相互交流
締 9月30日（金）
申 はがきまたはファクスに、代表者氏名、マンション名および参加者全員の氏名・住所・電話番号を記入し、〒135－0021白河1－3－13－106NPO法人江東区の水辺に親しむ会へ
☎(5639)2818
FAX(5639)2822
問 管理課CIG推進係
☎(3647)2079
FAX(3647)8454

がんを知る！サマーセミナーinがん研有明病院
対象は区内在住・在学の高校生 7/28(木)

2人に1人が「がん」になる時代だと知っていますか？このセミナーでは、高校生の皆さんが最先端の医療現場を体験できます。講義や実習、がん体験者のお話を通して「がん」の知識を深め、予防に活かしてもらうための体験学習です。将来、医療に携わりたい方にも役立つ内容です。

時 7月28日(木)午前9時～午後5時 場 がん研有明病院（有明3－8－31）集 区役所庁舎前 人 区内在住・在学の高校生20人（抽選）費 無料 内 下表のとおり 共催（公財）がん研究会
締 7月4日（月）
申 電話で健康推進課がん対策・地域医療連携係
☎(3647)5889
FAX(3615)7171

プログラム
講義「がんを知る」 師 大野真司（がん研有明病院院長補佐兼乳腺センター長）
講義「チーム医療について」 師 花出正美（がん研有明病院がん相談支援部師長）
がん体験者による講演 師 桜井なおみ（キャンサー・ソリューションズ（株）代表取締役社長）
体験学習（①研究実習コースまたは②病院実習コースを選択） ①は研究本部、②は看護部と検査部で実習
意見交換等

年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け）の申請期限は7/15（金）です。申請をお忘れなく！
○江東区臨時福祉給付金コールセンター☎0570-06-9292※通話料がかかります。なお、つながらない場合は☎6832-7732【受付時間】月～金曜の9:00～17:15（祝日は除く）○相談窓口【場所】区役所8階【受付時間】月～金曜の9:00～17:00（祝日は除く）※申請からお支払いまで、1～2か月程度を見込んでいます。